

1 開催日 平成 21 年 8 月 26 日(水)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

4 報告及び協議

○平成 21 年 9 月高知市議会提出予定案件の概要について

○高知市放課後児童クラブの制度内容の調整について

○高知市立中学校生徒の問題行動について

○高知市立学校教員・講師の交通違反に係る措置について

5 委員長閉会宣言

6 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 渕 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	山 本 和 正
	5 番委員	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	岡 村 修
	教育次長	舛 田 郁 男
	参事（市民図書館長事務取扱）	千 浦 孝 雄
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	生涯学習課長	大 崎 徹 三
	青少年課長	西 谷 進
	少年補導センター所長	田 所 和 仁
	自由民権記念館事務局長	筒 井 秀 一
	総務課長補佐	近 森 象 太
	総務課総務係長	小 田 優
	学事課学校事務係長	中 村 一 步
	青少年課青少年担当係長	田 中 俊 次
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

1 平成21年 8 月 26 日(水) 午後 4 時00分～午後 6 時44分 (たかじょう庁舎 6 階人事政策室会議室)

2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

澤田委員長

ただいまから、第 1041 回高知市議会 8 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は西山委員さん、お願いいたします。

本日の日程は、報告事項のみです。

まず、「平成 21 年 9 月高知市議会提出予定案件の概要について」事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。お手元に配付させていただいております「平成 21 年 9 月定例市議会提出予定議案一覧（教育委員会所管分）」という 3 枚つづりの資料をご覧ください。

9 月定例市議会提出予定の議案は、予算議案 11 件、予算外議案 5 件でございまして、現在、市長部局との間で最終調整中でございます。

まず、1 の予算議案でございまして、補正額の合計は 11 件で 5 億 767 万 2,000 円でございます。

まず、(1)のテレビ共聴設備改修事業費でございまして、補正額は 8,680 万円で、内容は国の平成 21 年度一次補正予算を活用いたしまして、23 年 7 月の地上デジタル放送移行に対応できますよう学校のテレビ共聴設備を改修しようとするものでございます。対象は小学校 43 校、中学校 18 校、行川中学校につきましては、行川小学校に含めております。そして、市立養護学校、鏡幼稚園の計 63 校園でございます。予算の内訳は、そこに記載のとおりでございます。

次に、(2)学校テレビデジタル事業費ですが、地上デジタル放送対応テレビの購入費でございます。補正額は 1,890 万円でございます。内容は、同じく国の平成 21 年度一次補正予算を活用いたしまして、地上デジタル放送移行に対応できるよう学校のテレビを購入するものでございます。今回の予算措置は、63 校園、各 2 台、計 126 台を予定しておりますが、これに加えまして 20 年度の 3 月補正予算で予算措置済みの各校 1 台の計 63 台を加えました合計 189 台が地デジ対応のテレビの購入予定台数でございます。今回の予算措置の内訳は、そこに記載のとおりでございます。

次に、(3)理科教育設備整備事業費でございまして。補正額は 5,000 万円、内容は同じく国の一次補正予算を活用して、学習指導要領の改定に対応しました小中学校全校の理科教育の設備の整備を図るものでございます。予算措置の内訳は記載のとおりでございます。

次に、(4)の横内小学校新設事業費でございまして。補正額は 3 億 2,417 万 2,000 円でございます。内容は、財団法人高知市学校建設公社で先行整備を行い、平成 10 年度に開校しております横内小学校の普通教室棟、鉄筋コンクリート造 3 階建 2,788 平方メートルの一部 1,438 平方メートルにつきまして、国庫補助の事業認定を受けましたことに伴い、同公社から買い取るものでございます。

次に、(5)の道徳教育用教材活用支援事業費でございまして。補正額は、1,827 万 4,000 円でございます。内容は、国が公募実施します道徳教育用教材活用支援事業の選定を受けまして、市内の小中学校及び市立養護学校の児童生徒全員に道徳教育用の副読本を配布するものでございます。小学校は、出版社 9 社、中学校は出版社 7 社のうちから、各学校がそれぞれ選択することになります。予算措置の内訳は記載のとおりでございます。

次に、(6)私立幼稚園心身障害児就園補助金でございます。補正額は35万円となっております。内容は、年度当初は対象者を21名と見込んでおりましたが、実際の申請者が22名となり1名分不足するという見込みとなったことから、補正するものでございます。この私立幼稚園心身障害児就園補助金は、障害児の就園機会の拡大のため、市内の私立幼稚園で障害児を受け入れます園に対しまして、障害児専任教員を配置するために必要な経費の一部を助成するものでございます。

次に(7)学校図書館支援員配置事業費でございます。補正額は381万4,000円で、内容は高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用しまして、学校図書館に支援員5名を5校に配置して、蔵書の整理などを行い、児童生徒の読書活動の活性化を行うというものでございます。先の6月補正予算で5名を措置したところでございますが、今回の補正によりまして、5人追加するものでございます。

以下(8)～(10)につきましては、今申しましたように、高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業を活用しました緊急雇用対策でございます。

まず(8)若者自立支援事業費でございます。補正額は64万6,000円でございます。支援員1名を教育研究所内のあったかスペースに配置して、中学校卒業後の進路未定者の内、将来に展望を持たず意欲を失っている、又は学力面で十分な力が身につけていないため社会的自立が困難な中学校卒業生に対して、就学に向けた支援を行うものでございます。先の6月補正で1名措置したところですが、今回の補正により1名を追加配置するものでございます。

次に、(9)特別支援教育相談支援員配置事業費でございます。補正額は66万円で、内容は私立幼稚園において特別支援を必要とします子どもの増加に対応するため支援員1名を配置しまして、相談等の支援を行うものでございます。配置時期としましては、来年1月を予定しております。

次に(10)教育情報化推進事業費でございます。補正額は305万6000円です。内容はパソコンの操作、保守等を支援する支援員5名を配置しまして、市内各校のパソコン配備の際の業務補助、操作相談、校内情報教育研修の補助等を行い、情報教育の推進を図るものでございます。配置箇所としましては、教育研究所に1名、市内学校の拠点校4校に1名ずつ4名を配置いたします。配置時期としましては、22年1月をめどにしております。

(11)自由民権記念館展示事業費でございます。補正額は100万円です。内容は、高知県地域文化芸術振興プラン推進事業を活用しまして、来年のNHK大河ドラマで坂本龍馬が取り上げられることに合わせ企画されましたこうちミュージアムネットワークによる共同企画展「幕末維新の土佐一志の時代一」の一環として、自由民権記念館におきまして展示「龍馬の遺志を継ぐもの(仮称)」を開催するものでございます。開催時期としましては、来年の1月から3月までを予定しております。

続きまして、3ページをお願いいたします。予算外議案が5件ございます。(1)から(3)までですが、春野文化ホールピアステージと春野郷土資料館、春野図書館は一体的な建物となっております、これらの施設管理を来年4月から指定管理者が行うことができることとするため、条例を改正しようとするものでございます。指定管理者の選定は、公募を予定しております。なお、市民図書館条例の改正につきましては、併せて施設の一部の使用許可その他の規定整備を行うこととしています。

続きまして、(4)高知市立自由民権記念館条例の一部を改正する条例議案でございますが、同じく自由民権記念館につきましても、来年4月から施設管理を指定管理者が行うことができることとするものでございます。同じく、公募を予定しております。

次に、(5)不動産取得議案でございますが、予算議案のところで説明いたしました内容と同じでございます。契約予定額が、議決対象となっているものでございまして、議案として提出するものでございます。

最後に、この9月議会の開会日に20年度の決算認定議案が提出される見通しでございますが、本日は速報値として、教育費の項目別の決算額のみ、その表に書いてありますとおりが報告させていただきます。

きたいと思います。

まず、教育費総額は、94億6,095万7,000円でございます。平成19年度に比べまして1億5,940万6,000円の増となっております。詳細につきましては、9月定例教育委員会で説明させていただきたいと思います。

説明は、以上でございます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等をお願いします。

溝渕委員

テレビの購入などは、入札で値段が決まるのですか。

学事課学校事務係長

担当の学事課でございます。購入に当たっては、入札で決まることになります。

溝渕委員

(6)私立幼稚園心身障害児就園補助金というのは、1人につき35万円の補助をするということですか。

学校教育課長

本来なら、私立幼稚園が障害児1人について職員1人を雇うとしたときには、数百万円必要となります。このうちの一部となりますが、1人につき35万円を補助するものでございます。

澤田委員長

この件よろしいでしょうか。

ほかにないようですので、高知市放課後児童クラブの制度内容の調整について説明をお願いします。

青少年課長

青少年課長の西谷でございます。高知市放課後児童クラブの制度内容の調整について説明をさせていただきます。

趣旨としましては、平成22年度から放課後児童クラブに対する国庫補助の対象が、開設日数250日以上が基準として適用されます。それで、この制度調整というのは、旧春野町と旧高知市間の制度調整となります。平成20年1月の春野町との合併によりまして、旧春野町にありました3つの児童クラブにつきましては、当時の旧春野町の制度をそのまま引き継ぐということで現在運営しております。そのため、平成20年度と平成21年度は旧春野町の制度で運営しております。

今回、国庫補助基準が変更になることに伴いまして、併せて制度の調整を図っていこうとするものです。

(2)に現行制度との比較をしてございます。①から⑧までございます。このうち、今回、制度の調整を図ろうとするのは、③から⑧までになります。

まず、①の設置小学校数とクラブ数ですが、旧高知市では、32小学校63クラブを設置、また、春野地区では、2つの小学校で3クラブを設置しております。②の運営形態は、旧高知市は公設公営と市が直営で、旧春野町につきましては、公設民営ということで民間に委託して運営しております。次に、③の開設日ですけれども、旧高知市は現在年間250日開設でこれは国の基準にあっております。旧春野町につきましては、開設期間が4月8日から3月24日までという春休み期間が除かれております。それで、3つのクラブのうち南ヶ丘のクラブについては、春休みも開設してございまして、この3つのクラブが、年間現在233日から243日までの開設ということで、来年度の国の基準を満たさない状況になっております。開設日は、平日と長期休業日(夏休み、冬休み)、それと旧高知市では7月と8月を除く第3土曜日も開設してございまして、旧春野町につきましては、春休みと第3土曜日については、現在開設してございません。これらの調整ですが、250日に合わせていきたいということで、旧春

野町の春休み及び7月と8月の第3土曜日も開設し、年間250日という基準を満たしてまいりたいと考えております。

次に休業日ですが、旧高知市は土・日・祝日及び年末年始というふうになっています。それと3月30日及び31日については、新学期の準備として児童クラブは開設しておりません。旧春野町ですが、土・日・祝日それから年末年始が少し長くなっておりまして、12月28日から翌年1月4日までと春休みに加えて、東小と西小の2つについては、春休みを休業日としております。それぞれ休業日と開設日ともに調整をしていきたいと考えております。

次に、⑤の開設時間ですが、通常開設、これは平日になるのですが、高知市は下校時から17時までとなっています。旧春野町につきましては、下校時から18時までとなっています。それから、学校の代休日であるとか、それと夏休みなど1日開設について旧高知市は8時30分から17時まで、旧春野町は8時30分から16時30分までとなっております。通常開設につきましては変更せずに、今度の改正で、旧春野町の分を8時30分から17時までと30分を延長したいというふうに考えております。

⑥の保護者負担金についてですが、旧高知市分は現在7,300円、旧春野町分については月5,000円となっております。これは後ほど詳しくご説明いたします。

次に、⑦ですが、保護者負担金の減免制度ですが、これは旧高知市については、減免制度がございます。一方、旧春野町については現在、減免制度はございません。現在、高知市では、生活保護又は非課税世帯が全額免除。就学援助の世帯につきましては50パーセントの減免をしておりますので、これを春野地区にも適用していきたいというふうに考えています。

⑧の休会要件ですが、これは児童クラブの入会希望者が何人になれば休会するかというのですが、現在、高知市では15人以下になった場合には、児童クラブを休会するというふうにしています。旧春野町につきましては、10人未満で休会するというふうにしています。これを高知市に合わせ15人以下になった場合は休会をするということを考えています。

それで、⑥の保護者負担金についてですが、現在、旧高知市につきましては、全体経費の2分の1を保護者が負担するという算定ルールを適用しております。旧春野町にはそのルールがまだ適用されておきませんので、今回そのルールを旧春野町にも適用したいというふうに考えております。

ただ、これを旧高知市に含めて計算しますと、保護者負担金が限りなく7,300円に近くなりますので、激変緩和措置としまして、まず春野地区の3クラブだけで計算し、3クラブの総経費の2分の1を保護者の方に負担していただくという考えで算定をします。

そういったことで計算いたしますが、金額は現在検討中でございます。実は、児童数によりまして、指導員の人数が変わってまいります。それに、障害のあるお子さまが入会しますと加配指導員がつかれます。児童数、障害児数等に伴います指導員数によって、金額が変わってまいります。

その点で保護者の方あるいは関係機関等へお話をさせていただきながら、これは条例事項ですので、12月議会には条例改正議案を提出させていただいて、平成22年度からスタートさせていきたいというふうに現在考えております。以上が概略でございます。

澤田委員長

この件に関しまして、質疑、ご意見をお願いします。

溝渕委員

現在の春野地区の月5,000円というのは、何を基準に出されたのですか。

青少年課長

春野地区は現在、委託をお願いしております。その委託先の社会福祉法人のほうでこの額で運営されておりました。当分の間は旧春野町の保護者負担金でいくということで合併協議がなされました。それを受けてのことでございます。この5,000円という額は、社会福祉法人の方で出された保護者負

担金でございます。

溝渕委員

算定の根拠は、お聞きになっていきますか。

青少年課長

人件費、消耗品、おやつ代等の必要経費を計算したものです。はっきり申しあげますと、社会福祉法人の人件費は、高知市と比べますと若干安くなっております。

山本委員

開設時間ですけれども、春野地区のサービス維持のために、通常開設日が18時までということになっていきますけれども、これは春野地区だけですか。

青少年課長

18時までを17時までに変えますとサービス低下につながるということで、18時までのままとしております。それで高知市の方が、通常開設17時になっていきます。これは利用者からも、延長という要望等もございまして、こちらの方も将来的には、大きな検討課題であるというふうに考えております。

溝渕委員

春野地区は、旧高知市の地域とは違う保護者負担金の金額で、急激に変わるのを避けるというお考えのようですけれども、それは、もう何年間かと決めているのですか。

青少年課長

これは、何年というのは、はっきり決めておりません。やはり、市の財政事情であるとか、経済状況といったものを見ながら、最終的には、同じレベルでいくのがベターと思っております。ただ、運営手法が旧高知市では直営でやっていく、それから、春野地区は委託ということで違います。委託先の社会福祉法人のほうでいろいろな営業努力をされておる実態がありますので、同じ額がいいのかどうか含めて、今後研究していかなければならないというふうに考えております。

澤田委員長

他にないようですのでこの件の質問を終結します。今後、事務局におきまして、保護者の皆さんに十分な説明及び聞き取りを行っていただいて、条例改正の最終案を改めて委員会として決定するという方向でよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

それでは、そのようにお願いいたします。

次に、高知市立中学校生徒の問題行動について、事務局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。お手元に資料をお配りしたいと思いますので、よろしくお願ひします。すでに、新聞報道でもございましたが、中学生による問題行動について、ご報告させていただきます。

発生日時は平成21年7月15日水曜日の午前11時30分、発生場所はA中学校の2階中舎視聴覚室前の廊下でございます。被害教諭は、40歳台後半の女性教諭でございまして、加害生徒は、A中学校の3年生でございます。

概要は、加害生徒をB男とさせていただきますが、中舎2階の生徒会室の入り口等を蹴っております。同じ階の視聴覚室で3年1組の授業をしていた同教諭（C教諭とさせていただきます）が、ドアを蹴る音に気づき廊下に出てB男に対して、「やめなさい」と注意をいたしました。B男は、その場を立ち去りかけましたが、視聴覚室の前にまた来たため、C教諭は再度、「やめなさい」と注意を促し

ました。C教諭が、視聴覚室に入ろうとした時、後方で「カチッ、カチッ」と音がしたため、振り向くと、ライターで髪の毛に火を点けられたというものでございます。C教諭は、急いで髪の毛を手で消しました。けが等はございませんでした。しかしながら、この行為を重く見たC教諭は、高知警察署に相談をいたしました。B男は事実を認め、暴行の容疑で8月12日8時40分に逮捕されております。

加害生徒でございますが、家族構成は、母親、兄、姉、本人の4人家族でございます。B男は、小学校3年生の時に、いなくなった飼い犬を探しに行くために、鍵をつけたまま放置されておりました自動車を盗みまして、接触事故を起こして以来、中央児童相談所の通所指導も受けておりました。中学校入学後も放火や窃盗で再度、中央児童相談所に通所していたという経過がございます。校内においても同級生への暴力、喫煙、授業妨害等の問題行動を起こしていたということでございます。

母親は、学校に協力的でございますが、子どもがなかなか言うことを聞かないという状況がございまして、学校、警察、児童相談所の協力を得ながら、指導を継続していく方針であるということです。

以上でございます。

澤田委員長

では、この件に関して質疑等はありませんか。

西山委員

B男は、どういう状況でドアを蹴飛ばしたりしていたのでしょうか。

学校教育課長

エスケープという形で教室から出ておまして、大きな理由というのは、ちょっと見当たらなかったようでございます。少し精神的なところで問題があったというふうに聞いております。

西山委員

極端におもしろくないことがあって、そういったことをやった。ただ単に。高圧的、突発的にということですか。

少年補導センター所長

この加害生徒B男につきましては、再三エスケープを繰り返す中で、先生からも指導を受けたこともありましたが、なかなか聞き入れませんでした。今回も、廊下で喫煙や飲食を繰り返しながら、指導されているということなので、先生に対してそういう態度をとったと推測されます。

山本委員

B男君が普通教室に行くのですよね、授業を受けるために。そこから、出たときはどんな感じになるのですか。

少年補導センター所長

全く授業を受けないということではありません。要するに「注意をするな、俺の勝手やろ」といった態度です。

山本委員

その時、先生は、ついていかなかったのですか。

少年補導センター所長

一声は掛けましたが、追い詰めをしなかったということです。

澤田委員長

3年1組となっておりますが、1組と4組の間に教室はあるのですか。B男君が常に自分本位の行動をしていて、3年4組という学級集団はどうなのか。3年1組で授業している先生は、注意をしなければいけない状態ですよ、2組、3組というクラスを越えて注意しにいけない状態なのか、それとも3年4組という学級集団が、先生を中心とした授業者であるか学級担任であるかはわ

かりませんが、その学級集団がどうであるかがちょっと気になるところですけども。

少年補導センター所長

B男につきましては、自分のクラスは4組ですが、他のクラスに毎日、自由奔放に出入りするという状況で、他のクラスの先生も、3年生になったばかりの1学期頃には注意して、出て行くように話もしておりましたけども、それからは毎回の行動、毎日の行動となって、先生の指導にも従わない状況でございました。

澤田委員長

7月15日ですから、間もなく夏季休業ですけれども、やがて、また、2学期が始まりますよね。その2か月の間にこの問題について、どのようにB男君は、精神的に落ち着きを取り戻している状況なのか。また、C教諭とのかかわりですね、このことを発端として、対教師とこじれたままになっているのか、あるいは、かなり歩み寄りが出てきているという状況なのか。夏休みという冷却期間があったわけですけれども、また9月から授業が再開されますね。体育祭とかもあり、大きな学校行事に向けていろいろ配慮していかなければいけない点もあるのじゃないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

少年補導センター所長

逮捕されたのが8月12日でございます、1週間ないし10日間は警察が取り調べし、現在も少年鑑別所で調査しております。学校の方は8月23日に被害届を出しています。今後、ある程度時間をいただいておりますので、関係者を含め、面会を重ねながら、本人も自分のやった行為について反省をしておりますが、本人は学校へ帰りたいということです。学校の方も本人を受け入れる方向で、鑑別所で面会しながら、現在準備をしております。

松原教育長

原因は何ですか。どうして、この先生の髪の毛を焼くということになったのですか。

少年補導センター所長

特に、この先生に対してということではないです。注意された先生に対しては反抗しておりました。今回この事件の背景にも、注意されるのがうっとうしい、俺の勝手にさせろというのが、調書の中で書かれております。特にこのC先生に対してということはないようです。

松原教育長

この子どもは、頭の毛にライターで火を点けるという行為が、どういう行為なのかわかっているのでしょうかね。場合によっては、大やけどをして命にもかかわる問題だろうと思うんですよ。それは、シャッと燃えたので、結果的には、大事に至らなかったのだろうというふうには思うのですけれど、この報道された内容を見てみると、命にかかわる問題じゃないかという感じがするぐらいショッキングな事件ですよ。子どもが、単なる遊び半分でやったような感じもするけど、そのあたりを本当にわかっているのだろうか。それで、今、学校に帰りたいので「反省しちゅう、反省しちゅう」と言うけれど、本当この子が反省までに至っているのかと疑問があるのだけれど、そこらへんはどうですか。

少年補導センター所長

髪を焼くという行為で、まさか燃え上がるということは考えておらず、単なる遊び行為であると伺っております。警察の方もこの被害届けを受けて、すぐにこれは悪質である。命にかかわるので即逮捕するというので進めておりましたが、また、別の事件等もありまして、その辺りを精査していて、夏休みに入ったということです。

警察でも、髪を燃やすということは、髪の毛から火が燃え上がり焼死する、死んでしまう、それを意識していたか、それをわかってやったかと聞いたら、「そこにライターで火を点けて髪の毛があったから燃やした」と、単に衝動的な行為としてやったようです。その辺りもかなり警察に注意をされ、

死んでしまったら、命はもう返ってこないということを本人もやっと気付いたところだということです。

松原教育長

今からの措置の見通しとしては、きっちりと反省をさせないといけないということで、施設に入所させるのか、あるいは、少年院となるのか、その辺りを含めて説明していただけますか。

少年補導センター所長

B男につきましては、母親から今年の6月ぐらいに家庭内暴力、本人が母親に対して暴力を振るいまして、学校の方に相談があり、私たちにも相談がありました。そこで、児童相談所に相談をいたしまして、そこから、まず、保護という措置をとりました。母親が本人を怖がっております。何とか子どもと離れたいということで、児童相談所に相談をしまして、それまでも、保護してきた経過がありますが、そういうこともありながら、再度、問題行動を起こしましたので、児童相談所が自立支援施設の希望ヶ丘学園への入所を前提に相談を受けながらやっておりますけれども、なかなか本人は説得しても応じない。お母さんの方は、同意書に判子を押したんですけども、本人は同意しない。

それで、いったんは通所という形にして、そこで、母親は施設入所を望んでおりましたけれども、児童相談所は、無理やり本人を行かせても改善されないというところで、保護者と学校を含めて児童相談所との方向のずれが生じました。その話を聞いて、まず、保護者が児童相談所をお願いしているのだから本人を説得しなければならない。本人が嫌だと言って逃げ回るだけになってしまうということを申しましたが、本人の同意が必要だということで、通所ということになっておりました。

今回のこの行為は、悪質な行為ですけれども、以前にも玄関のマットに放火した。これは、警察に通報し、児童相談所に相談しております。それから、生徒間同士の暴力、これも警察の方でも取り扱いましたが、児童相談所で対応ということになりました。児童相談所も書類を預かりながら、なかなか子どもたちの指導ができないというような状況で今回、私たちも児童相談所とも話をしました。最終的には事件扱いですね、14才のため事件になってしまったということでございます。

澤田委員長

母親を守らなければいけませんよね、気持ちの落ち着いているときは、そこそこでしょうけれども、やはり、家庭内で一番身近で一番弱い立場にある。お兄さんもお姉さんもいるんだけど、やっぱり、母親を守るといって人が家庭の中にいないともっともっとエスカレートして、大きな事件につながっていくことも考えられます。だから、母親が我が子を怖いという状態にあるということは、これ以上の理由はないわけですね。それから、お兄さん、お姉さんは、弟のそういう状況について、きちんと指導できるような状況にはないですか。

少年補導センター所長

姉が現在、高校3年生、兄が高校2年生です。母親に対して家庭内で暴力を振るうようなとき、その場に姉がおれば止めにはいきますけれど、兄も弟の行為については黙認状態です。なかなか止めに入っても始末がつかないといったような状況でございます。

澤田委員長

家庭の中で怖いものなしという状況にあり、周囲の者が考えるよりもっと悲惨な状況が発生することが考えられますね。将来、学校へ帰ってくるというふうなことになっても、学級の中でその子どもと心を通わせて、その子を包める存在の子どもがいないと、同じことの繰り返しですね。かえって、B男君が罪をたくさん作っていくということになると思うので、そこをどこかできちんとした線を引かなければ、何か起こったときの間違いというのは、家族にとっても、本人にとっても、将来に向けて決していいことではないですね。

溝渕委員

児童相談所が本人の同意がいると言っているのは、先ほどの説明のような意味じゃなくて、自立支援施設は開放的な施設ですから、本人が納得していないかぎりには飛び出すわけですよ。だから、入所しても無理だと言うことですね。保護の必要性はあるのだけれども、本人が納得して入らないかぎりには、いつでも飛び出しちゃうのですね。それで、探し回って、また連れ戻す、で、また飛び出す。だからそういうことでは、本人もなかなか更生できないから、通所ということでやっていきたいということだと思っております。お話を聞くと母親も怖がるくらいなので、監護能力がないから、家庭に帰してもだめだろうという判断はしているとは思いますがね。

溝渕委員

父親はどうしたのですか。

少年補導センター所長

本年の7月に離婚をしまして、元々はD小学校校区に住んでいて、今はE中学校の校区に居住しているようです。

溝渕委員

父親とこの子の関係はどうなっているのですか。

少年補導センター所長

父親の姿、父親の話が出てきません。母親からも児童相談所からも父親という存在が出てまいりません。そのため、その辺りについて学校は把握できていません。

溝渕委員

7月に離婚したばかりというのにはですか。

少年補導センター所長

母親も、父親については全く語ろうとしません。

溝渕委員

能力は普通の子なのでしょうか。

少年補導センター所長

学力については、小学校時代は普通の学力です。中学校1年生の2学期頃までは、その状況ですが、それから後は、友達関係やエスケープなどで落ちています。

溝渕委員

学力というよりは、髪の毛に火を点けたらどうなるかということ想像できるぐらいの知能はあるのでしょうか。

少年補導センター所長

それはあります。

澤田委員長

暴力よりも、もっと恐ろしいことが起きたとき、受け止められるだろうか、みんなから言われて気がつくというのではいけません。そのあたりが非常に心配されます。

この件については、今後の経過を見守ってまいりたいと思います。

それでは、最後に高知市立学校教員・講師の交通違反にかかる措置についてですが、この案件は個人情報を含むため、秘密会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認め、この件は秘密会で行います。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

澤田委員長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。